

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

○ 健全化判断比率

令和3年度決算に基づき健全化判断比率を策定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っています。

単位：％

| 健全化判断比率 | 令和3年度 | 令和2年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | - | - | 13.87 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | - | - | 18.87 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 9.1 | 9.3 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 99.0 | 114.6 | 350.0 | - |

* 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合「-」と表示

○ 資金不足比率

令和3年度においては、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

単位：％

| 会計名称 | 令和3年度 | 令和2年度 | 経営健全化基準 |
|------------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計 | - | - | 20.0 |
| 宅地造成事業特別会計 | - | - | 20.0 |
| 下水道事業特別会計 | - | - | 20.0 |

* 資金不足額がない場合「-」と表示

各指標の説明

- 1 実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 2 連結実質赤字比率
全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- 3 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- 4 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- 5 資金不足比率
各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率